

熊谷税務署から確定申告のお知らせ

熊谷税務署 ☎ 521・2905



[国税庁LINE公式アカウント]

確定申告には、ご自宅からスマートフォン・パソコンでご利用いただけるe-Taxが便利です

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を用いて、確定申告会場に出向かなくても、マイナンバーカードをお持ちの方はマイナンバーカード対応のスマートフォン、またはICカードリーダーライターを利用してe-Tax(国税電子申告・納税システム)で申告書を提出できます。また、申告書を印刷のうえ、郵送等で税務署に提出することもできます。

感染症拡大防止の観点からも、ぜひご自宅からe-Taxをご利用ください。

▶確定申告などに関する問い合わせ

国税庁ホームページ「確定申告特集」をご利用ください。

▶e-Tax・作成コーナーの操作などに関する問い合わせ

[e-Tax・作成コーナーヘルプデスク](#)

☎ **0570・01・5901**

受付 月～金曜日(祝日等を除く)

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を開設します

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、還付申告の方の申告相談を2月15日(火)以前でも受け付けます(贈与税についての申告相談は、2月1日(火)以降)。また、確定申告会場への入場には、当日配布または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。

▶期間/1月17日(月)～3月15日(火)

※土・日曜日、祝日を除く。2月20日(日)、27日(日)は開場

相談受付 午前8時30分～午後4時

相談開始 午前9時～

▶場所/熊谷税務署(熊谷市仲町41)

ご協力をお願いします

- スマートフォンをお持ちの方は、確定申告会場で、基本的にスマートフォンを利用して申告書を作成していただけます。
- 確定申告会場に来場される際は、マスクを着用のうえ少人数でお越しください。
- 入場の際に検温を実施しています。せき・発熱等の症状がある方は入場をお断りさせていただきます。
- 午後4時前であっても、相談受付を終了する場合があります。



1月からスマートフォンで町税等の納付ができます!



令和4年1月1日から、スマートフォン決済アプリを利用して町税等の納付が可能になりました。下表の決済アプリを利用して、スマートフォンで納付書のバーコードを読み取ることで、金融機関やコンビニエンスストアへ出向くことなく、24時間いつでもどこでも納付ができます。

なお、スマートフォン決済での納付は、お手元に届いた納付書(納期限)ごとに手続きしていただく必要があり、自動的に納付されるものではありません。継続した自動納付を希望される場合は、納付忘れのない安心・便利な「口座振替」をご利用ください。

対象となる町税等

○町税

- 町・県民税(普通徴収)
- 固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税(種別割)
- 国民健康保険税(普通徴収)

○保育料

○上下水道料金

▶利用できる決済アプリ

決済アプリ	支払可能額	備考
PayB	30万円以下	○預金残高以内
楽天銀行コンビニ支払サービス	30万円以下	○預金残高以内 ○楽天ペイ支払いとは別サービス
LINE Pay請求書支払い	○町税・保育料 30万円以下 ○上下水道料金 5万円未満	
PayPay請求書支払い	30万円以下	○ほかのPayPay支払いと合算、24時間以内の支払上限50万円以下等の制限あり
auPAY請求書支払い	25万円以下	○ほかのauPAY支払いと合算、1日当たり支払上限50万円以下等の制限あり
FamiPay請求書支払い	10万円以下	

▶スマートフォン決済アプリによる納付についての注意事項

- 領収書は発行されません。領収書が必要な場合や軽自動車継続検査(車検)用の納税証明書が必要な方は、納付書裏面に記載されている納付場所で納付してください。また、納付いただいてから、町が納付確認できるまで日数がかかるため、納付後すぐに証明書等(車検用含む)が必要な場合は、スマートフォン決済による納付ではなく、納付書裏面に記載されている窓口で納付後、担当課に領収書を提示のうえ、証明書等を申請してください。
- 納付書は、決済後もコンビニなどで納付できる状態でお手元に残ります。重複納付にご注意いただくため、納付書の破棄、もしくは納付書に「納付済」などの記入をお願いします。
- 納付手続きが完了した後は、取り消しができません。必ず注意事項を確認のうえ、ご利用ください。
- 手続きにかかる通信料は利用者の負担となります。

○次の納付書は原則利用できません。

納期限後の納付書、バーコードの印字が無い納付書、金額が訂正されている納付書、バーコードが読み取れない納付書

☎ 共通 581・2121

- 町税について 税務課(☎ 内線151・152)
- 保育料について 子育て支援課(☎ 内線201・202)
- 上下水道料金について 上下水道課(☎ 内線261・262)



介護保険要介護認定者の「おむつ代の医療費控除」「障害者控除」について

申請から交付(発送)まで約1週間かかります。確定申告に必要な場合は早めの申請をお願いします。

①おむつ代の医療費控除

確定申告の際、おむつ代の医療費控除を受ける場合は、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。ただし『介護保険法』による要介護認定を受けておむつを使用されている方で、次のすべての要件を満たす場合には、証明書に代えて大里広域市町村圏組合が発行する「おむつ使用確認書」でも医療費控除の対象と認められます。

- 要介護認定有効期間が令和3年中にあること
- 要介護認定のための主治医意見書で寝たきり状態にあり、尿失禁の発生可能性が確認できること
- おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降であること(初めての方は医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です)

②障害者控除

65歳以上(令和3年12月31日現在)の要介護3～5の方、またはその方を扶養している親族の方は、障害者控除の適用を受けることができます。福祉課で発行する「障害者控除対象者認定書」を確定申告の際にご持参ください。

▶申請時に持参するもの(①、②共通)

被保険者証等本人確認ができるもの、印鑑(朱肉を付けて押すもの)

☎ ①大里広域市町村圏組合介護保険課

(☎ 501・1330)

大里広域寄居介護保険事務所

(福祉課内 ☎ 581・2121内線123・124)

☎ ②福祉課(☎ 581・2121内線123・124)